さくら・志津

憲法９条をまもりたい会

― 戦争をしない・させない・命がだいじ ―

日本国憲法第９条

（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

円安、物価高騰そっちのけで、国旗損壊罪、副首都法など、生活に関係ないことに血道をあげる高市政権にもの申す！

皇室典範改正問題を考える

最近の国会は不正常な状態になっています（7 月 5 日現在)。与党・自民党が 17 日に会期末が迫っている中、皇室典範改正法案、国旗の損壊等の処罰に関する法律案、衆議院議員の定数削減等に関する法律案、副首都機能の整備の推進に関する法律案等を、一方的に審議を進めようとしていることにより、野党がそうしたやり方に抗議をして、審議を拒否していることに由ります。

皇族数を増やすとして、①女性皇族が結婚後も皇族の身分を保って、皇族の公務をする。②旧宮家の男系男子を養子として皇族に迎えるの２つの案に基づき、法案化し閣議決定を行って国会に提出しています。憲法第 1 条には「天皇は、日本国の象徴であり日本国民の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とされています。各種世論調査では女性天皇・女系天皇を認めるべきだという意見が多数であって、男系男子を原則とする改定案は「国民の総意」ではないと指摘されています。男女平等を憲法第 14 条で規定しているにもかかわらず、男系男子を原則とすることは憲法に反しています。

皇室典範（こうしつてんぱん、1947 年）とは、日本国憲法第 2 条（皇位の世襲）および第 5 条（摂政）に基づき、天皇・皇位継承および摂政の設置、皇族の身分、天皇や皇族の陵や墓（皇室財産)、皇室会議など、皇室に関する日本の法律です。（wikipedia より）

欧州の王室では、英国のエリザベス女王にみるように、**男女の差別なく、長子が継承**しています。天皇・皇后に長女愛子さんがいるのもかかわらず､6 月 28 日自民党の中曽根弘文議員（自民党憲法改正実現本部長）が「長女愛子さまによる皇位継承はあり得ない」と述べました。現行の皇室典範第 1 条の規定「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」を踏まえて、愛子さまに皇位継承の資格がないことの発言ですが、独身で「愛子さまが天皇になったら、結婚する人もいない」とも指摘し、愛子さんの生き方についても干渉しました。

皇室典範改正案の議論のテーマになっていない“皇位継承権”がいきなり浮上しています。読売新聞の世論調査（2025 年９～10 月）では、女性の天皇を認めることに「賛成」は 69%に上り、「どちらともいえない」が 24%、「反対」は 7%にとどまっています。

朝日新聞の世論調査（2026 年 5 月 16～17 日）では。皇位継承について、「女性天皇」は 72%、母方だけに天皇の血を引く「女系天皇」についても 74%が容認する考えを示しています。

「皇室典範を改正し、愛子内親王が皇太子の候補となるよう求めます」というオンライン署名運動も始まっています。（https://www.change.org）

また、②旧宮家の男系男子を養子として皇族に迎える案についても、久邇宮（くにのみや）家の三男・久邇朝宏さんは、養子案について「（皇室に戻ることは）相当な覚悟が必要」とした上で、自身の子や孫に打診があっても「やめなさいと言う」と述べています。「なぜ天皇が男性でなければいけないのか。（総理の）高市さんがあれだけ頑張っているでしょ。女性も頑張れば上がれるんだということを証明してくれたわけで、女性天皇でも別にいいんじゃないと思っています」と話しています。（朝日新聞 7/1 付け）

当事者からの発言からみても、現在の政府案は検討が不十分であって、最初からやり直すべきです。（7 月 7 日記）　（S）

男女を問わず、皇族たちの人権は？「愛子天皇待望論」って、何だったのか

「皇室典範改正案」は 6 月 30 日に閣議決定された。大方のマス・メデイアは、旧宮家の男系男子を養子とする案への疑念を呈し始めた。たしかに、養子案は荒唐無稽な時代錯誤も著しく、非科学的な「万世一系」に根拠もなく、多くの国民は受け入れ難かったに違いない。同時に、新聞などは、自社の世論調査結果を踏まえて女系・女性天皇への期待を、強調するようになった。

7 月 10 日、衆院での質疑もそこそこに、即日、賛成多数で可決した。翌日の三大全国紙の社説は、一斉に、国会運営の強引さと野党国民民主と中道が従来の主張に反して改正案に賛成したことを糾弾した。与党の恣意的な国会運営、質疑における詭弁、答弁不能、テープレコーダーのような繰り返しにも近い政府答弁に、私は呆れもした。7 月 15 日参院特別委員会で審議入りし、17 日には本会議で賛成多数で成立した。国民そっちのけの国会軽視も甚だしく、見直しは 30 年をめどとする無責任さである。

これまで、朝日新聞は、その社説で、7 月 10 日「皇室典範改正の暴走」を非難、養子の男性子孫は皇位継承資格を持つという規定は、女性・女系天皇への道を塞ぐものだとし、毎日も、7 月 1 日「養子の子に皇位継承権を付与する」という改正案は「女系・女性天皇を封じる意図」だと疑念を示した。読売は、4 月 16 日「皇位継承の安定　女性・女系を排除せず論じよ」と明言して以来、世論調査を踏まえて、7 月 1 日にも「女性・女系を排さず議論し直せ」と訴えている。女系・女性天皇を容認しないのは、憲法の男女平等に反するという論調とともにネット上も含め、実現に程遠い「愛子天皇待望論」が噴出、盛り上がりを見せた。まるで、改正案に不満を持つ人たちのガス抜きのように。

現憲法下では、皇族たちは男女を問わず姓を持たず、さまざまな基本的人権を奪われている。改正案の「女性皇族は結婚後も皇族として残る」ということは、基本的人権を奪われたままで、法的な根拠を持たずに増やし続けた「公的行為」「公務」の人材要員となるにすぎない。配偶者や子どもの処遇、住所や生活費はどうなるのかも不明に近い。

なお、かりに、女性天皇が実現したとしても、従来、天皇が背負ってきた義務や重圧を女性皇族までに拡大することになり、配偶者と子孫の処遇ものの昧である。

本来、皇族といえども、憲法上は、男女を問わず、皇籍を離れる自由、結婚の自由、子供を持つか否かの自由があるはずである。また、憲法では、天皇は政治的権能を有しないはずだが、果たしてきた役割を省みれば、政権との密接な関係は否定できない。外国訪問、戦死者・被災者慰

霊、種々のイベントへの参加によって、政権の施策の欠落部分の補完機能を強いられ、利用され続けている現状に目を向けるべきだ。

朝日新聞の 7 月 10 日の社説に「象徴天皇制と、法の下の平等や個人の尊重など〈人類普遍の原理〉という異質なものが憲法に同居しており、完全に整合させることは難しい」とやや踏み込んだ一文あったことに私は注目した。さらに、改正案成立後の 7 月 19 日に、有田哲文記者による「日曜に想う　天皇制〈なぜ〉続けるのかを問う」という問題提起がなされた。憲法の基本理念と天皇制は相容れないはずである。〈なぜ〉この時期に至って、記者名による基本的な問いかけがなされたかをも記憶にとどめておきたい。　**（内野光子）**

寄　稿

日本の税制は超富裕層に優しすぎないですか？

孫正義氏の時給は 1.5 億円！

雑誌フォーブスが発表した世界の長者番付 2026 年で 1 位はイーロン・マスク氏、保有資産は円換算で 134 兆円、日本の 2026 年度予算総額の 1.1 倍です。時給に直すと、なんと 16 億円（1 日 8 時間、週 40 時間、45 年間働くと仮定)。同じく日本の長者番付トップは孫正義氏で保有資産は 12.7 兆円。時給に直すと 1.5 億円です。彼らと普通の勤労者とでこれほど稼ぐ能力に差があったのでしょうか？

日本の超富裕層の合計所得の 95%は株式等譲渡所得

国税庁がまとめた 2024 年度分の「申告所得税標本調査」によると合計所得が 100 億円を超える納税者（66 人）の所得税負担率（納税額／合計所得）は 15.2%で、合計所得が 2000 万円の納税者の税負担率（17.4%）より低い逆進課税になっています。そうなったのは、これら超富裕層の合計所得の 95%が株式等譲渡所得であること、歴代自民党政権がこれら譲渡所得を、給与所得なら 45%の税率で課税されるところ、20%の分離課税で済ませてきたからです。

アメリカの各州で広がるミリオネア税

トランプ政権は遺産税の基礎控除を 1500 万ドル（約 23 億円）に倍増するなど、あからさまな富裕層優遇策を採用しています。これに対しワシントン州では今年 3 月に、年間所得が 100 万ドル（約 1 億 5600 万円）を超える超富裕層に 9.9%の税（ミリオネア税）を課す法案が発効しました。マサチュセッツ州でも 2023 年に 100 万ドルを超える所得に 4%の税を課す制度が導入されました。

アメリカのハリス・ポール社が昨年行った世論調査では回答者の 71%が超富裕層課税の導入を支持し、53%が個人が持てる資産に上限を設ける案を支持しています。

財産上限制は暴論？

オランダのユトレヒト大学教授のイングリッド・ロペインス氏は、超富裕層と平均的な勤労者の法外な時給の格差に着目して、1 人が持てる財産に上限を設ける「財産上限主義（リミタリアニズム)」を提唱しています。その一方で、「機会の不平等は問題だけれど、結果の不平等は努力や能力の差によるものだから、とやかく言うべきではない」という意見もあります。しかし、私は特恵的な税による蓄財に相応の課税をして社会に還元するのは、あながち暴論とは思えないのですが、皆さんはどうお考えでしょうか？　**醍醐　聰（鏑木町）**

＜「へいわとせんそう」を考える絵本＞

「ヒロシマ　消えたかぞく」指田　和　写真・鈴木六郎（ポプラ社刊）

写真絵本です。

鈴木六郎さんは、広島のはりまや町で「床屋さん」をしていました。六郎さんは写真を撮るのが大好き。子どもたちそれぞれに、アルバムを作っていました。この写真絵本は、そこからの記録です。犬も猫も一緒。そして日々の何気ない暮らしの様子が、生き生きと映し出されています。しかし 1945 年８月 6 日、広島に原爆が投下されました。
下記はその後のつらい記述です。
数年前に、読書感想文全国コンクールの小学校の課題図書にもなりましたが、多分読まないであろう、政治家の方々に見て欲しい絵本です。

長男の英昭くん（１２歳）と長女公子ちゃん（９歳）は、通っていた小学校で被爆。英昭くんは公子ちゃんをおんぶして、治療所があった御幸橋まで逃げました。衰弱した公子ちゃんを「あとで迎えに来るからね」と治療所にあずけ、英昭くんは親戚の家へ避難しましたが、高熱を出し、数日後に亡くなります。公子ちゃんの行方はわからなくなりました。次男まもるくん（３歳）と次女昭子ちゃん（１歳）は、六郎さんの散髪屋さんの焼け跡から白骨で見つかりました。お父さんの六郎さん（４３歳）は、救護所でなくなりました。救護所の名簿には「重傷後死亡」と記録されていました。家族がみんな亡くなってしまったことを知ったお母さんのフジエさん（３３歳）は、井戸に身を投げて亡くなりました。
たった１発の原爆が、六郎さん一家を消し去ってしまいました。

（K・Y）

ニュースの感想・ご意見をお寄せください！

代表：高塚一成『さくら・志津憲法９条をまもりたい会』**連絡先（Tel & Fax）043-487-1350（中河）,043-488-0537（前田）ブログ** http://sakurasizu9jo.cocolog-nifty.com/
＝世話人＝伊藤繁子(上座)内野光子(鏑木町)大野博美(ユーカリが丘)中河聿(上座)服部かをる(御宿)前田銀子(宮ノ台)前田泰久(宮ノ台)向山尚子(上座)Ｋ・Ｙ(宮ノ台)伊藤寿子（宮ノ台）
内田恵子（宮ノ台）Ｓ（宮ノ台）